端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$経常態容補正係数 = \frac{B \times \alpha \times C - A}{A}$$

算式の符号

A　福島県の測定単位の種別ごとの数値に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数値を合計した数値

［略］

C　福島県の令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

α　福島県の測定単位の種別ごとの数値に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数値を合計した数値を測定単位の数値で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～五　略］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡三内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［略］

D　当該市町村の令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

［七～十二　略］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{35.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{35.5}$

$(B-A)、(B-A)/A-0.100\times B/A、(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{35.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{35.5}$ が負数となるときは、それぞれ０とする。

端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$経常態容補正係数 = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

［同左］

C　福島県の令和６年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～五　同上］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡三内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の令和６年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

［七～十二　同上］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{38.0}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{38.0}$

$(B-A)、(B-A)/A-0.100\times B/A、(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{38.0}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{38.0}$ が負数となるときは、それぞれ０とする。